

平成二十八年五月二十五日提出
質問第二一九二号

社会資本整備総合交付金のあり方に関する質問主意書

提出者 宮本 徹

社会資本整備総合交付金のあり方に関する質問主意書

社会資本整備総合交付金は、平成二十二年度に創設され、毎年多額の国費が投入されている。会計検査院は平成二十八年二月、「社会資本整備総合交付金等による事業等の実施状況について」と題する報告書を提出した。

報告書には、検査をふまえた所見として、国土交通省において、「整備計画を作成する際に事前評価を実施し、整備計画を国土交通大臣へ提出する際に、事前評価書を添付すること。また、地方公共団体等が事前評価の検証項目を作成するに当たっては、国土交通省が例示した事項を十分勘案して設定したり、重点計画を上位計画と位置付けている整備計画については、重点計画との整合性を確認したりすること」などについて、地方公共団体等に対して支援、助言等を行う必要があると、述べられている。

これをふまえ、社会資本整備総合交付金のあり方について、以下質問する。

- 一 国土交通省は、「計画等提出・交付申請に関するQ&A」において、事前評価の検証項目について①上位計画等との整合性、②地域の課題への対応、③整備計画の目標と定量的指標の整合性、④定量的指標の明瞭性、⑤目標と事業内容の整合性、⑥事業の効果の見込みの妥当性、⑦円滑な事業執行の環境、⑧地元

の機運、の八事項を例示している。

「円滑な事業執行の環境」と「地元の機運」を検証項目として例示した理由を明らかにされたい。

二 「円滑な事業執行の環境」とはなにか、定義を詳細に明らかにされたい。

三 「地元の機運」とはなにか、定義を詳細に明らかにされたい。

四 会計検査院同報告書（二十ページ）によると、「地元の機運については、検証していなかった整備計画が多かった」と指摘したうえで、「しかし、事前評価に当たっては、前記のとおり、地域住民等の意向や合意形成等を踏まえた事業実施の現実性を検証することが求められており、・・・評価内容が適切なものとなるよう国土交通省が例示した八事項を全て検証することが望まれる」と述べられている。

国土交通省は、「八事項を全て検証することが望まれる」という会計検査院の指摘を、すみやかにかつ誠実に実行すべきだと考えるが、会計検査院のこの指摘への同意・不同意を含め、見解を明らかにされたい。

右質問する。